

現職の教員でない方からよくあるお問い合わせ

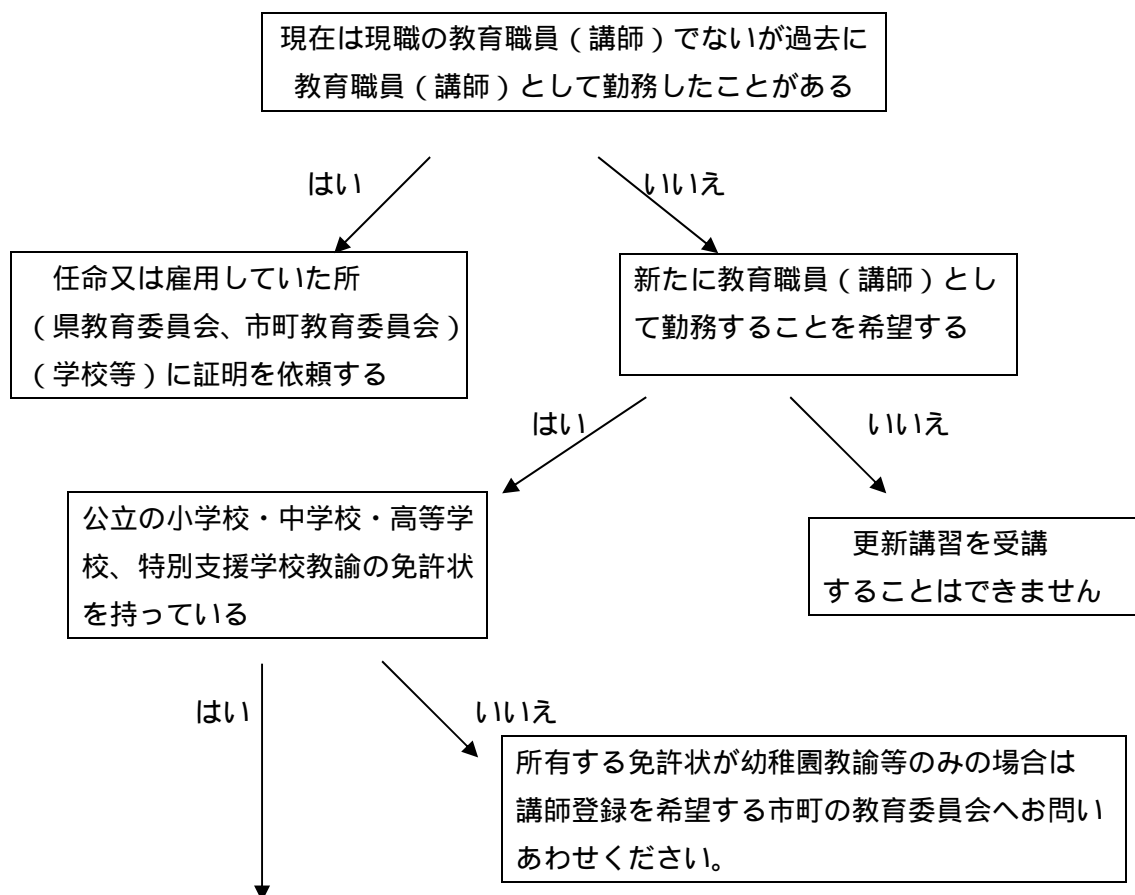
現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。平成21年4月から教員免許更新制が実施されていますが、教員免許状はどのようになるのでしょうか。

既に教員免許状を持っている方（平成21年3月31日までに教員免許状を授与された方）で教職に就かれていない場合には、平成21年4月に教員免許更新制が実施された以後も、免許状更新講習の受講義務がありませんので、受講・修了しなくても免許状は失効しません。

現在、教員免許状を持っていますが教職には就いていません。教職に就いている方のように今後10年ごとに30時間以上の免許状更新講習を受講しないといけないのでしょうか。

平成21年4月以降、小学校等に教員として勤務する方は、10年ごとに30時間以上の免許状更新講習を受講し、修了することが必要となりますが、教職に就いていない方の場合は受講する必要はありません。また、受講することもできません。ただし、講師等リストに掲載し、受講対象者として証明されると、免許状更新講習を受講できるようになりますので、30時間以上の講習を受講し、各住所地の都道府県教育委員会に申請することが必要となります。

現在、滋賀県に在住しており、新たに教育職員（講師）として勤務することを希望しているのですが、どこに更新講習の受講対象者であることを証明してもらえばよいのですか？更新を受講するまでの流れを教えてください。



滋賀県教育委員会に講師登録を希望する場合は下記書類を送ってください

（受講対象者証明に必要な書類）

- ・ 滋賀県公立学校講師志願書（初めて講師登録をする場合）
- ・ 免許状更新講習受講申込書
- ・ 教育職員免許状更新講習受講対象者証明願
- ・ 教育職員免許状の写し（該当分）
- ・ 82円切手（証明書を3枚以上請求する場合は92円切手）を貼った返信用封筒（定型）

書類送付先： 〒520-8577（住所記載不要）

滋賀県教育委員会事務局 教職員課

封筒に「更新講習受講対象者証明願在中」と記載願います。

現在教員の職についていませんが、急に講師等（臨時講師、非常勤講師）の採用が内定した場合、どのように対応すればよいのですか？

教育職員の職についていない場合は、更新講習を受講する義務はありません。ただし、教育職員として採用が内定した場合、修了確認期限を過ぎていれば、採用の日までに更新講習を受講・修了して、滋賀県教育委員会の修了確認を受ける必要があります。

例えば、平成25年3月31日を35歳で迎える方が、平成30年4月1日に教員となる場合、どのような対応の仕方になるのですか。

